

**南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

令和8年10月

南相馬市

建設部土木課

1 目的

道路や河川・水路などのインフラ施設については、全国的に老朽化への対応が大きな課題となっており、限られた人員・予算の中で膨大なインフラの適切かつ効率的な維持管理が求められている。

本市においても、道路等の施設の老朽化等に起因する苦情や要望が増加する中、適切な維持管理を行うために更なる業務の効率化が必要となっている。公民連携により、道路施設等の維持管理に係る民間企業の技術力やノウハウを活用しながら維持管理業務の質を確保した上で、業務効率を向上させる包括的民間委託を導入する。

[3つの柱]

- ① 限られた予算内で、持続可能かつ効率的な維持管理の仕組みを、民間ノウハウを活用して構築する。
- ② 職員の事務負担の軽減や職員がすべて担ってきた業務の一部を包括的民間委託に組み込み、職員が行政計画等の立案に専念できる環境を整える。
- ③ 市民の暮らしを支える市内土木事業者の対応力強化と経営の安定化に取り組む。

2 業務の概要

(1) 業務の件名

南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託

(2) 業務の内容

本業務を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）が実施する業務内容等は以下のとおりとする。

業務内容	
	業 務
共通業務	計画準備業務
	全体マネジメント業務
	業務終了時の引継ぎ業務
道路関連業務	維持管理業務
	補修・修繕業務
河川関連業務	補修・修繕業務
草刈り業務	除草業務

その他、具体的な業務内容や業務実施上の要件・留意点は、「南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託特記仕様書」による。

(3) 契約と支払い

本業務は総価契約とする。

受注者は、契約後に市と支払時期等について協議を行い、協議結果に基づいた資金計画書を作成して市に提出すること。

支払いは、この資金計画書に基づき行う。

なお、契約締結日から準備期間に係る費用については受託者負担とする。

(4) 業務の委託期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 業務委託契約額の上限

360,800,000円(消費税額及び地方消費税額含む)

3 事業スケジュール

受注決定までの事務手順

項 目	日 程
プロポーザルの募集要項の公表	令和8年10月16日(金)
質問書の提出期限	令和8年11月 6日(金) 午後4時45分必着
質問書に対する回答	令和8年11月 9日(月) 予定
入札参加申請の受付	令和8年10月16日(金) から 令和8年11月13日(金) 正午必着
参加申込みの受付	令和8年10月16日(金) から 令和8年11月16日(月) 午後4時45分必着
参加資格要件確認結果通知	令和8年11月18日(水) 予定
プロポーザル提案書等の提出期限	令和8年11月24日(火) 午後4時45分必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年12月 1日(火) 予定
評定結果の通知	令和8年12月25日(金) 予定
契約締結	令和8年12月下旬予定

4 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)は、3社以上の企業によって構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)(応募グループには、共同企業体、事業協同組合等を含む)であって、次に掲げる参加のための資格要件(以下「資格要件」という。)を全て満たす者とする。

応募グループは、事業役割を担う代表者が市との担当連絡窓口となり、事業遂行の責を負

うものとする。参加表明時には応募グループの構成員を全て明らかにすること。なお、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（旧公益法人）、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

(1) 応募グループの構成員は、南相馬市入札参加資格者名簿の工種種別（土木工事）に登載されていること。

(2) 応募グループの構成員の全ては、南相馬市入札参加資格者に登録されており、市内に本社又は本店を有するものであること。

(3) 応募グループの構成員の全ては、直近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 応募グループの構成員の全ては、本件に係る他の応募グループの構成員と重複していないこと。

(5) 本市内のインフラ施設の維持管理に携わる担い手の安定的な確保を図るため、再委託する場合は、市内の業者を優先すること。

(6) 統括業務責任者を配置すること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

(10) プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

- 第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められる団体
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(11)政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。

(12)6(2)アに定める参加表明書の提出期限から起算して1年前以内に、自治体からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(13)6(2)アに定める参加表明書の提出期限から起算して3年以内に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

5 参加への手続き

(1) プロポーザルへの参加

プロポーザルへの参加を希望する者は、5に定める資格要件を満たす者とし「南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託参加表明書」(様式第1号)(以下、「参加表明書」という。)を提出するものとする。

ただし、電子データでプロポーザルに係る書類の交付を希望する者は、電子メールで請求すること。

(2) 参加表明書の提出

参加表明書(様式第1号)は、次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限:令和8年11月16日(月)午後4時45分(必着)

イ 提出方法:南相馬市建設部土木課に持参又は郵送で提出すること。

持参する場合:受付時間は、平日の午前9時から午後4時45分までとする。

郵送する場合:郵便書留により、提出期限までに到着するよう送付すること。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問がある場合、プロポーザル参加者は「南相馬市道路等施設包括的

維持管理業務委託質問書」(様式第3号)(以下、「質問書」という。)を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限:令和8年11月 6日(金)午後4時45分

イ 提出方法:原則として、文書は、日本語で記述し、電子メール又はFAXにより、以下の担当部署宛に送信すること。件名は「南相馬市道路等包括的維持管理業務委託に関する質問(応募者名)」とすること。

送信先:南相馬市建設部土木課土木企画係

電子メールアドレス:doboku@city.minamisoma.lg.jp

FAX:0244-24-6151

ウ 回答方法:令和8年11月 9日(月)までに南相馬市ホームページに質疑に対する回答を掲載予定。回答内容は、本募集要項及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、様式第2号及び様式第4号から様式第8号までの書類及び参考見積り(以下「プロポーザル提案書等」という。)を次のとおり提出するものとする。

ア プロポーザル提案書等

(ア) 主な同種業務の実績(様式第2号)

(イ) 企画提案書表紙(様式第4号)

(ウ) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画(様式第5号)

(エ) 技術提案書(様式第6号)

(オ) 補足資料(A4版、20頁以内)※(ウ)及び(エ)の記載内容を図表など用いて補足する場合は、自由形式により作成すること。

(カ) 業務体制表(様式第7号)

(キ) 同意書(様式第8号)

(ク) 参考見積もり(任意様式)

イ 持参する場合の提出方法 令和8年11月24日(火)午後4時45分までに南相馬市建設部土木課へ提出すること。

ウ 郵送する場合の提出方法 令和8年11月24日(火)午後4時45分までに南相馬市建設部土木課に到着するように送付すること。その際、封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便、親展とすること。

エ 留意事項

(ア) プロポーザル提案書等は、「南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託特記仕様書」を踏まえて作成すること。

- (イ) 「業務の実施方針、実施フロー及び工程計画」(様式第5号)には、業務に関する実施方針、業務に関する実施フロー及び業務に関する工程計画を具体的に記載すること。
- (ウ) 「技術提案書」(様式第6号)には、特定テーマ「①実施体制およびマネジメントの方策」、「②コスト削減の方策」、「③雇用および地域貢献」に対する提案を具体的に記載すること。
- (エ) プロポーザル提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の修正及び追加の提案は認めないものとする。
- (オ) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(2) プロポーザル提案が無効となる場合

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又はプロポーザル参加者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ プロポーザル提案書等に虚偽の記載を行った者による提案
- ウ 7(1)イ及びウに示す提出期限までに提出されなかったプロポーザル提案書等による提案
- エ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

7 受託候補者の決定方法について

審査の得点結果を合算し、別紙「南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託事業者選定公募型プロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)による総合得点の最も高い者を受託候補者として特定する。

ア 審査方法

- (ア) プロポーザル提案書等に基づき、プレゼンテーション(企画提案説明20分以内、質疑応答20分以内)を行い、市は審査要領に記載されているヒアリングの判断基準により評価を行う。
- (イ) プレゼンテーションでは、「業務の実施方針、実施フロー及び工程計画」(様式第5号)及び「技術提案書」(様式第6号)について説明を行うものとし、特に技術提案を中心に説明を行うものとする。
- (ウ) プレゼンテーションにおいて、追加資料を使用しての説明は認めないものとする。
- (エ) 審査には、応募グループの構成員が出席するものとする。
- (オ) プレゼンテーションは予定統括業務責任者が行うものとする。ただし、質疑応答では、必要に応じて応募グループの構成員が回答できるものとする。

イ 審査日時及び場所 提案者に対し別途通知する。

ウ 審査結果の通知 市は、受託候補者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結

果を速やかに文書で通知するものとする。

エ 審査結果の通知 審査結果は、令和8年12月25日(金)までに、書面により通知するものとする。

別表 評価基準及び配点

審査番号	評価項目	評価事項	配点
①応募者の評価			
1	統括業務責任者の業務実績 (様式第2号)	業務の統括的な責任者として十分な実績を有している場合、優位に評価する。	5点
2	業務実施体制の適確性・実現性 (様式第7号、補足資料)	業務を適切かつ確実に実施できる必要な人員及び実施体制である場合、優位に評価する。	15点
小計①			20点
②実施方針(様式第5号)			
3	本業務への実施方針と理解度	本市のインフラ施設の維持管理における課題等への理解度が高く、業務の趣旨を的確に反映した実施方針になっている場合、優位に評価する。	5点
4	実施フロー、工程計画	実施フローおよび工程計画の妥当性、実効性が期待できる場合、優位に評価する。	10点
小計②			15点
③技術提案書(特定テーマ)(様式第6号、補足資料)			
5	[テーマ1] 実施体制およびマネジメントの方策	・業務の実効性のほか、地域インフラに精通、または担い手(守り手)を育成する実施体制が期待できる場合、優位に評価する。 ・マネジメント手法について、具体的な提案があり、かつ円滑な対応が期待できる場合、優位に評価する。	20点
6	[テーマ2] コスト縮減の方策	経費削減の手法について、具体的な提案があり、かつ効果が期待できる場合、優位に評価する。	20点
7	[テーマ3] 雇用および地域貢献	本業務を実施にあたり、新たに本市在住者を雇用する計画がある場合、優位に評価する。その他、地域貢献について優れた提案の場合、優位に評価する。	15点
小計③			55点
④価格提案			
8	価格提案(参考見積書)	本業務は一定の品質を確保する観点から、最低制限価格を設定する。 最低制限価格＝上限価格×0.8	10点
小計④			10点
合計①+②+③+④			100点

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

- (1)参加資格要件も満たさない場合
- (2)提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3)提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4)プレゼンテーションに出席しなかった場合

※指定された時間に遅れた場合を含む。

- (5)審査の公平性を害する行為があった場合
- (6)選考委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
- (7)前各号に挙げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

9 プロポーザルへの参加を取りやめる場合の手続きについて

参加表明書を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、「南相馬市道路等施設維持管理包括管理業務委託参加辞退届」(様式9号)を、以下の担当部署に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

- (1) 提出期限: 令和8年11月24日(火) 午後4時45分
- (2) 提出先: 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市建設部土木課土木企画係

10 契約締結の手続きについて

市は、南相馬市財務規則(平成18年規則第37号)に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

本業務の委託契約時の仕様書は、プロポーザル実施時に示した「南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託特記仕様書」及びプロポーザル提案書等をもとに作成する。
受託候補者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

11 公正なプロポーザルの確保について

プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自にプロポーザル提案書等を作成しなければならない。

プロポーザル参加者は、受託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対してプロポーザル提案書等を意図的に開示してはならない。

プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 その他

プロポーザルに要する全ての経費は、プロポーザル参加者が負担するものとする。
プロポーザル参加者が市に提出した書類は返却しない。

13 プロポーザル担当部署(書類提出先及び問合せ先)

南相馬市建設部土木課(担当:遠藤)

所在地:〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL:0244-24-5252

FAX:0244-24-6151

電子メールアドレス:doboku@city.minamisoma.lg.jp

14 プロポーザルに係るプロポーザル提案書等作成の留意事項

プロポーザル参加者が、プロポーザル提案書等を作成するにあたっての留意事項は以下のとおり定める。

書 類	形 式	部数
主な同業種の実績	様式第2号	1部
企画提案書表紙	様式第4号	1部
業務の実施方針、実施フロー及び工程計画	様式第5号	1部
技術提案書	様式第6号	1部
補足資料	任意様式	1部
業務体制表	様式第7号	1部
協定書の写し(共同企業体の場合のみ提出すること)	—	1部
同意書	様式第8号	1部
参考見積書※税込みで記載すること	任意様式	1部
前述に掲げた書類一覧の電子データを保存したCD-R ※電子データは、PDF形式1ファイルとすること。		1枚

(1) 共通事項

ア 規格:用紙はA4版片面印刷とし、文字サイズは様式が定められているものについては、11ポイント以上とする。

イ:表紙には(様式第4号)を使用することとし、ページ番号は、表紙を除いた各ページの下部中央に通し番号で記載すること。

(2) 事業者の主な同種業務又は類似業務の実績

ア:(様式第2号)を使用すること。

イ:令和2年度以降に事業者が受注した主な同種業務又は類似業務の実績を1業務記載すること。

ウ:受注した業務内容が、同種業務又は類似業務にあたることを判断できる業務計画書、特記仕様書等の写し等を添付すること。

エ:業務の概要及び技術的特徴については、具体的に記載すること。

(3) 業務体制表

ア:(様式第7号)を使用すること。

イ:配置を予定している者全員について記載することとし、記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

ウ:氏名にはふりがなをふること。

エ:所属・役職について、技術提案書の提出者以外の事業者等に所属する場合は、事業者名等も記載すること。

オ:業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

カ:予定技術者の保有資格として記載した資格を保有していることを証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。

(4) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画

ア:「様式第5号」を使用すること。

イ:A4版片面各1枚とすること。

ウ:事業者名や事業所等が特定できる記載はしないこと。

(5) 技術提案書

ア:「様式第6号」を使用すること。

イ:A4版片面1枚とすること。

ウ:事業者名や事業所等が特定できる記載はしないこと。

(6) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書

「様式第8号」を使用すること。

(7) 参考見積り(任意様式)

ア:税込金額を記載すること。

イ:A4版片面1枚とすること。

(8) 情報公開

提出された企画提案書等は、南相馬市情報公開条例(平成18年条例第22号)の規定に基づき、第三者に開示する場合があること。

15 入札参加資格申請受付に関する事項について

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

ア 申請においては、「申請の手引き」を確認のうえ、申請書類を「(5) 入札参加資格申請の担当課及び問合せ先」に提出すること。

イ 「申請書」及び「申請の手引き」については、市ホームページよりダウンロードのこと。

(2) 申請受付期間

令和 8 年 10 月 16 日 (金) から令和 8 年 11 月 13 日 (金) 正午まで

持参する場合: 土日祝日を除く各日午前9時から午後4時45まで

郵送する場合: 提出期限までに必着

(3) 申請に関する留意点

申請の際は、「南相馬市道路等施設包括的維持管理業務委託公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記すること

(4) 申請の担当課及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地 (本庁舎 3 階)

南相馬市総務部財政課契約係

電 話: 0244-24-5225 (直通)

FAX: 0244-24-5214